

業務指示書

スーダン国上水道施設運営維持管理改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先にを行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道計画/上水道施設維持管理及び地下水開発にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/水道計画1/組織・財務1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：上水道計画・上水道施設維持管理に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水道計画2/組織・財務2】

1) 類似業務の経験：上水道計画・上水道施設維持管理に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地下水1】

- 1) 類似業務の経験：地下水開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年1月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SDG1 = 6.246

円, US\$1 = 111.291000

円, EUR1 = 132.244000

第8・プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/水道計画1/組織・財務1
水道計画2/組織・財務2
地下水1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.38 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月15日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
スーダン国上水道施設運営維持管理改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/水道計画1/組織・財務1	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	()	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水道計画2/組織・財務2	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地下水1	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

スーダン共和国(以下、「スーダン」という。)における安全な水へのアクセス率は68.0%(WHO・UNICEF、2017年)であり、一層の改善が望まれている。また、全国平均2.4%(世界銀行、2016年)の高い人口増加率を背景に、今後当国全体の給水需要はより一層増大していくと見込まれる。

しかし、スーダンでは、都市部及びその周辺地域において給水事業を担う組織の能力や機材の不足により、浄水場・井戸の状態の検査・修繕や給配水管修繕等、給水システムの維持管理が不十分な状態にある。また、給水量等の給水事業に係る基本データの把握・管理が不十分である。そのため、漏水や盗水等への対応がその場しのぎに留まり、貴重な水資源の浪費や低い給水圧・不十分な給水量につながっており、また、水質管理が徹底されておらず、水因性疾病の流行が生じている。したがって、現状のままでは、増大する給水需要に適切に対応して安全な水へのアクセス率を高めていくことは困難と考えられる。(なお、組織能力不足の課題に関しては、技術協力により対応を図っている。)

こうした状況の下、当国政府は、給水・衛生分野国家戦略(Water, Sanitation and Hygiene Sector National Strategic Plan (2012-2016))において、給水事業におけるモニタリング・維持管理の強化を重要課題と位置付け(現在も同様の方針が継続)、国家25ヶ年給水計画(2003年～2027年)において、安全な水へのアクセス率を2027年までに100%とする高い目標を掲げている。

このような当国の現状・課題を受け、上水道施設運営維持管理改善計画(以下「本事業」という。)は、給水システムの運営維持管理に必要な機材整備を行い、スーダン政府が実施する給水システムの検査・修繕等の維持管理能力や給水に係る基本データの把握・管理能力改善を通じて、上述の戦略又は計画が掲げる安全かつ安定的な水供給の改善に資するものとして位置付けられる。

スーダンでの2005年の我が国の援助再開後第一号の技術協力プロジェクト「水供給人材育成プロジェクト」にて、JICAはスーダンの中央政府における水道人材研修体制の構築支援を行い、中央政府にて各州の水道人材幹部の研修向け研修を行う体制が整った。その後、同案件フェーズ2にて、中央政府を通じて各州の技術者向けの研修体制構築を支援した。同フェーズ2において、パイロット州に設定されたセンナール州と白ナイル州での成果や教訓が他の州へ共有され、各州での研修実施体制も整っていった。その成果として、浄水場維持管理、井戸管理、水質管理、管網管理などの研修コースが実施されるようになっていった。さらに、現在進行中の「水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」では、白ナイル州とカッサラ州をパイロット州に設定し、2州で実務を通じた実践的な技術協力を行いつつ、得られたノウハウやグッドプラクティスを他の州に共有している。その中には、給水施設モニタリング能力の向上(成果1)、給水施設の運転・維持管理手法の改善(成果2)が含まれている。

援助再開後、現在に至るまで、我が国はスーダンの水道人材の育成支援を継続してきたが、給水施設が適切に維持管理されるためには、研修を受けた人的資源だけでなく機材も必要である。したがって本事業で機材を整備することにより、これまでスーダン各州で育成されてきた水道人材が、整備された機材を用いて能力を発揮する余地が広がり、給水施設維持管理やモニタリングの改善が期待できる。

2. 事業の概要

スーダン政府の協力依頼内容を踏まえた現時点で想定される事業概要を以下に示す。なお、本事業に

関して、スーダン政府による正式要請書は現時点では提出されていない。

(1) 本事業の目標

スーダン国の給水システムの運営・維持管理に使用する機材等を整備することにより、安全かつ安定的な水供給の改善を図り、もって対象地域住民の生活環境の向上に寄与する。

(2) 期待される成果

協力対象地域の給水システム維持管理能力が向上する。

(3) 事業内容

1) 機材等

【機材】井戸ポンプ、井戸検査・修繕機器、水質検査機器、流量計、給配水管修繕機材等。(数量・仕様等の詳細は、協力準備調査結果を踏まえて決定する)

2) ソフトコンポーネント

調達機材の維持管理指導等。必要性及び内容は協力準備調査結果を踏まえて決定する。

(4) 対象地域

スーダン全 18 州のうち、JICA の安全対策措置で州全体が渡航禁止となっていない州。ただし紅海州を除く。現時点では計 9 州 (北部州、ナイル州、ハルツーム州、北コルドファン州、センナール州、ゲジーラ州、白ナイル州、カッサラ州、ガダーレフ州)。

(5) 関係官庁・機関

実施機関：水資源灌漑電力省飲料水・衛生局 (Drinking Water and Sanitation Unit(DWSU))、上記対象各州水公社 (State Water Corporation (SWC))。ただし、北コルドファン州及びセンナール州については SWC ではなく、州政府の省内に給水担当部局がある。北コルドファン州は社会基盤省 (Ministry of Infrastructure)、センナール州は公共事業計画省 (Ministry of Physical Planning) 内にある。それら 2 州政府省庁と他州の州水公社を含め、以下、「州水公社等」とする。

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他開発パートナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA は、開発計画調査型技術協力「統合水資源管理能力強化プロジェクト」(2016 年～2019 年) にて水資源管理に係る政策、戦略、計画の質的向上と統合水資源管理の実践を支援している。また、技術協力「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」(2016 年～2020 年) にて、カッサラ州及び白ナイル州を中心に、全国の各州水公社等の給水システムの維持管理、経営管理の能力強化等を行っている。これらソフト面の支援と併せて本事業にて機材面での支援をすることにより、給水システムの運営維持管理能力の向上に関して、相乗効果の発現が期待される。従って、特に進行中の「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」の専門家とはよく連携して調査を行うことが肝要である。

2) 他開発パートナー等の援助活動

国連児童基金 (UNICEF) は、主に村落の井戸やトイレの建設を支援している。アフリカ開発銀行 (AfDB) は、主に西コルドファン州において、給水セクターに係る人材育成や組織改革等を支援している。国際移住機関 (IOM) や国連プロジェクトサービス (UNOPS) はダルフール等の紛争地域

において村落給水を中心に支援している。その他、中国、イラン、ベルギー、英国、カタール等が村落給水や地方都市給水への支援を行っている。

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

受注者は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、以下の合計3回の現地調査を予定している。

①第一次現地調査：調査対象州・機関の全体的ニーズ、役割を確認し、本事業で支援する機関・機材のスクリーニングを行う。併せて、支援候補の機材に係る調査、及び、免税に係る調査を行う。調査で確認した事実に関し、帰国前にテクニカルノートにてDWSUと合意する。

下記(4)のとおりDWSUと合意済みであるため、本調査中、同時点におけるJICA安全対策措置を確認する。第一次現地調査中に、下記(4)のイの基準の充足度合いを本調査で確認し、整備する機材と対象組織の絞込みの情報を収集する。第一次国内解析中に調査団とJICAは協議を行い、機材、対象組織の絞込み結果について日本側で合意したうえで、第二次現地調査にてスーダン側へ伝達する。

②第二次現地調査：調査冒頭にて、日本側で決定した、本事業にて支援対象とする機関、機材について説明を行い、DWSUから合意を得る。絞り込んだ機関・機材に係る追加調査を行い、調査で確認した事実に関し、帰国前にテクニカルノートにてDWSUと合意する。

③第三次現地調査：報告書案をスーダン側関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査を行う。

各現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

(3) 正式要請書提出の側面支援

本事業について、スーダン政府は我が国に要請する意向を示しているものの、正式要請書は日本政府

に送付されていない。本事業を実施するためには、本調査期間中に正式要請書が、スーダン政府から日本政府に提出されることが必要となる。受注者は、JICA 事務所を側面支援し、要請書提出が促進されるよう、両国関係者と連携しつつ調査を進める。第二次現地調査中までに正式要請書がスーダン政府から日本政府へ送付されることが望ましい。

(4) 調査対象州の絞り込み方針

JICA は 2017 年 10 月 9 日から 12 日までの日程で、予備的協議のために調査団をスーダンに派遣し、先方実施機関（DWSU）と協議を行った。その際、協力準備調査の対象州選定の条件、及び協力準備調査中に検討する対象機材の条件について、以下の内容で文書（Aid Memorandum）にて合意した。ただし、機材の選定や数量の見積もりの段階になると、より多くの機材の調達を受けようとする DWSU や各州水公社等から様々な要望が出されると思われ、今回設定したクライテリアを繰り返し説明しつつ対処する必要がある。

ア 対象州

スーダン全土 18 州のうち、以下①、②の条件に該当する州を協力準備調査の対象とする。

①JICA の安全対策措置でが渡航禁止となっていない州。2017 年 9 月現在、渡航禁止となっているのは 8 州（北ダルフール、西ダルフール、中央ダルフール、南ダルフール、東ダルフール、西コルドファン、南コルドファン、青ナイル）。渡航禁止の州は、協力準備調査のためのコンサルタントの渡航が不可能であり、機材調達後の状況確認のための渡航ができるかも現時点では見通しが立たないため調査対象から除外する。協力準備調査開始時までに治安状況が変化した場合は、渡航禁止か否かを基準として協力準備調査の対象州を見直すことがあり得る。

（安全対策措置に関して、渡航禁止となっていない 10 州 は、北部州、ナイル州、ハルツーム州、北コルドファン州、センナール州、ゲジーラ州、白ナイル州、紅海州、カッサラ州、ガダーレフ州。ガダーレフ州には、ガダーレフ州水公社のほか、同州のハワタ市のみを給水対象地とするハワタ水公社が存在する。ハワタ水公社も本事業の機材整備対象候補機関であり、ガダーレフ州訪問の際には同州水公社に加えて、ハワタ水公社の調査もあわせて行う。2017 年 11 月現在。）

②現在実施中の技術協力プロジェクト「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」に対してこれまで良好な参画状況であり、同プロジェクトで支援している運営・維持管理能力の強化との相乗効果が見込める州。具体的には、合同調整委員会への参加実績がないなど、参画状況が明らかに低調である州は除外する。現時点で除外となっているのは、同プロジェクトの JCC（これまで 3 回実施）に一度も参加していない紅海州である。

イ 機材、対象組織（DWSU、州水公社等）

無償機材と対象組織は、以下の条件を考慮して選定する。実際にその条件を満たすかについて、協力

準備調査で確認する。

①州水公社技プロで運営・維持管理やモニタリングの指導の対象としている水道施設に関連した機材である（技プロが指導の対象としていない海水淡水化プラントにかかる機材は対象としない）。

②機材の必要性・用途が明らかである。

③現状、同種の機材を DWSU や州水公社等が所有している場合、水道事業運営維持管理に活用されていることが明らかであり、適切に使用されている。

④機材の活用や維持管理のための予算が確保されており、今後も確保される見込みである。

⑤調達する機材を使用するスタッフが明らかであり、十分な人員が確保されている。また、技プロ等を通じて当該人員が機材の活用に必要な技量を身につける見通しがある。

⑥調達する機材の保管場所が確保されている、あるいは確保できる見通しがある。

⑦調達する機材のメンテナンス体制が整備されている。

⑧過去の日本・JICA の協力で供与した機材がある場合には、適切に使用されている。

⑨日本側が今後検討・調整する無償の事業規模の範囲内で調達が可能である。

⑩上水道計画が策定されており、予算配分、人員配置等が適切になされている。

（5）調査上の工夫

本事業は、実施中の「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」との相乗効果が期待できるが、一方で数多くの組織に対して多種類の機材を調達することが想定されるため、機材の活用とそれによる開発効果の発現、維持管理等については十分な注意が必要である。限られた期間で協力準備調査団が情報収集を行うことには限界があると思われるため、事前に必要な情報を連絡して州水公社等に対して準備を依頼するなど、効率的に調査を進めるための工夫を行う。

第一次現地調査、及び第二次現地調査で各州を回る際には、2 チームで回る等、効率的な方法を提案する。その際に、調査の視点・評価レベルが統一されたものになるよう、工夫を行う。

（例）2 チームで最初に DWSU やハルツーム州を数日共同で調査し、視点を共有する。その後、第一チームは北部州、リバーナイル州、カッサラ州、ガダーレフ州、ハワタ市を回る。第二チームはゲジエラ州、センナール州、白ナイル州、北コルドファン州を回る。

また、第一次現地調査で対象州にて可能な限り調査を行い、第二次現地調査時には調査日数や調査場所を絞り込む等、工程を短縮する工夫を行い、効率的に調査を進める。ただし、3 月頃から 4 月頃にかけてのハブーブ（砂嵐）、6 月頃から 9 月頃にかけての雨季等を考慮し、無理のないスケジュールを組む必要がある。

水質分野については、現地調査は第一次現地調査のみの担当団員の参団で調査可能と想定している。

（6）事業の効果指標の設定

安全な水の供給など住民にとっての裨益効果が分かりやすい指標を定量的効果指標に含めることを検討する。井戸洗浄の実施による揚水可能量の増加や、塩素注入装置の更新等による塩素消毒された水の供給量の増加などが考えられるが、前者は機材の適切な活用を確保する必要があるとともに、増加量は

実際に洗浄を試みないと分からないという不確実性もある。過去の技術協力プロジェクトでの井戸洗浄実施例から標準的な増加量を見積もり、井戸洗浄実施本数の目標とかけあわせて、各州水公社等による井戸洗浄実施計画と目標値を定める等、工夫が必要となる。後者についても、塩素注入装置は故障の多い設備であり、事業費の面からあまり大きな浄水場への導入は難しい中で、より難易度の高い小規模施設でどのように設備の運転・維持管理の持続性を高めるかが問われる。本協力準備調査を通じて、目標値の設定やモニタリングが可能な定量的指標や整備対象機材としての適切性を慎重に見極める。

(7) 機材内容の精査

DWSU から、要請を検討している機材のリストを入手している。機材の内容（種類、仕様、数量等）については、妥当性や有効性、持続可能性等を本協力準備調査の中で改めて検討する。各州水道公社の能力、意欲、計画等を見極めることが重要なポイントになる。それらの検討を踏まえて、スーダン側の合意が得られた場合は、必要に応じて機材内容の変更、追加を検討する。また、機材の種類及び仕様等は、複数候補の比較検討を十分に行った上で決定する。

(8) これまでの日本の協力の状況把握

ア 技術協力プロジェクト

現在実施中の技術協力プロジェクト「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」（2016年3月～2020年1月）では、パイロット州である白ナイル州とカッサラ州において、州水公社を対象に運営維持管理能力の強化とそれに関連する機材の供与、年間事業計画策定支援等を実施しており、また、全国の州水公社等の間の知見の共有も行っている。

このプロジェクトの前身にあたる技術協力プロジェクト「水供給人材育成プロジェクト」（フェーズ1：2008年6月～2011年3月、フェーズ2：2011年10月～2015年10月）では、現在のDWSU及び飲料水・衛生局研修センター（Drinking Water and Sanitation Unit Training Center (DWST)）の水道人材の研修実施体制の強化を指導した。

また、「カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト」（2011年5月～2014年4月）では、カッサラ州の都市給水・地方給水サービス改善にかかる支援を行った。

これらの技術協力プロジェクトにより人材育成が図られており、その成果のうち本事業に活用できるものを確認する。また、これらのプロジェクトで供与された機材の種類や数量を既存の報告書等で確認するとともに、特に耐用年数を迎えていない機材の使用状況、維持管理状況を確認する。

イ 無償資金協力

これまで JICA は、無償資金協力「カッサラ市給水緊急改善計画」（2011年～2013年）及び「カッサラ市給水計画」（2011年～2015年）にて給水施設の改修・新設等を行った。また、無償資金協力「コステティ市浄水場施設改善計画」（2015年～）にて浄水施設等の新設・改修等を実施予定である。本協力準備調査では、これら既存の成果品・計画等を最大限活用し、事前準備作業の段階で機材更新・整備計画を予め想定しておくことで、調査の効率化、迅速化を図ることとする。

(9) 設計基準

機材の設計は、スーダン政府の設計基準に準拠することを基本とする。ただし、スーダン政府の設計基準が適切ではないと判断される場合は、日本もしくは国際的な基準を参照する。成果品には、機材ごとに、各設計基準値及び採用値並びに採用理由を記載する。

(10) 実施体制

現時点では、水資源灌漑電力省の DWSU 及び、州水公社等（最大 9 州。ただし、北コルドファン州とセンナール州は水公社ではなく、州政府の給水管轄省庁。）を協力対象としている。実施体制や調達方法については、プロジェクトの効果や持続可能性を十分に検討した上で決定する必要がある。

実施体制については、事業実施段階と実施以後（事後監理・モニタリング）に関する中央政府と州の間の役割も明確化する。

(11) 据付工事

事業終了後の持続可能性を勘案し、本事業で調達する機材のうち、例えば流量計、バルブ、非常用発電機、塩素注入器等の据付が必要なアイテムについては、据付工事を含めることを検討する。このため、機材設置位置周辺の地下埋設構造物については、施設台帳図等の既設情報との整合性を確認し、プロジェクトにおける設計変更に係るリスクの大きさを把握する。プロジェクトスコープは、これらリスクの内容及び大きさを十分勘案した上で決定する。

ただし、独力で据付工事を行う意思と実績があることが確認できた州水公社等に関しては、据付工事を先方負担工事とすることも検討する。

(12) 引き渡し・検査場所、ロット分け

機材の引き渡し・検査の場所及び方法について、現地調査にて最適な場所及び方法を検討する。また、ロット分けの是非についても検討し、ロット分けが効率的な場合は提案する。

(13) 環境社会配慮

本事業は、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）に基づくカテゴリー分類は C と位置付けられている。

6. 業務の内容

以下に示す業務内容を参照した上で、効率的な調査方法・工程をプロポーザルにて具体的に提案すること。また、現地調査及び準備調査報告書（案）説明調査の前後に対処方針会議、帰国報告会に参加し、対処方針の説明や現地調査報告を行う。

【国内準備】

(1) インセプション・レポートの作成

- ア) 関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- イ) 上記ア) を踏まえて、インセプション・レポート（英語）、現地調査時の発表用資料（英語）、質

問票（英語）を作成する。

【第一次現地調査】

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査方針・計画、便宜供与依頼事項等）をスーダン政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

ア) 対処方針を踏まえて先方関係者と協議を行い、プロジェクトの背景、目的、内容を確認する。

イ) 水供給及び地下水開発に係る法制度、国家政策、戦略、開発計画、事業計画の内容、持続可能な開発目標（SDGs）に係る計画及び、それらの進捗状況、並びに、JICA による技術協力プロジェクト「州水公社運営維持管理能力強化プロジェクト」や「統合水資源管理能力強化プロジェクト」の成果品等を確認し、本事業の位置付けを整理する。

ウ) 上記ア) 及びイ) を踏まえて、プロジェクトの必要性、裨益効果等の観点から無償資金協力としての妥当性を検証する。

(4) 調査対象州・機関のニーズ及び水道事業計画の確認、スクリーニング

プロジェクトの内容について、実施機関（DWSU、調査対象9州）による要望や優先順位を改めて確認する。併せて、実施機関が策定した施設または機材更新に係る各種計画（施設更新計画、運営維持管理計画、機材更新計画等）等の内容を調査する。

上記5.（4）の絞込み方針を踏まえ、本事業で支援する機関のスクリーニングを行う。

その際、各機関（DWSU、調査対象の州水公社等）の水道事業計画の確認を行う。

各機関における水道事業計画を入手・確認し、施設・機材整備に係る優先順位を整理する。同水道事業計画は、プロジェクトのスコープ検討及び妥当性の精査を目的とした簡易な内容で可とする。このため、自然条件等を新たに調査することは想定しない。水道事業計画確認時における参考情報及び主な検討項目は以下のとおり。水道事業計画が全く存在せず、機材の必要性や活用の見通しの判断が困難な機関は、対象組織から除外する。

ア) 参考情報

- a) 実施機関の要望
- b) 関連計画・戦略
- c) 既存施設・機材の現状把握調査結果
- d) 運営・維持管理状況調査結果
- e) 他事業の内容（JICA 及び他開発パートナーによる協力）

イ) 主な検討項目

- a) 水道事業計画概要（計画目標年次、計画給水区域、水需要予測及び計画給水量、無収水管理計画等）
- b) 施設・機材整備計画（更新・整備の優先順位、実施工程、仕様、概算金額等）

c) 運営・維持管理計画（運転・維持管理体制、財務収支等）

(5) 既存施設・機材の現状把握調査

ア) モニタリング機材

DWSU 及び各州水公社等が管理する主なモニタリング機材（サイト調査用車両、メーター・等、水質分析機器、地下水位調査用機材等）及び既存の水道施設・機材について、保有数量、調達・設置年、構造・仕様、稼働状況、維持管理体制・状況、劣化状況、法的耐用年数等を調査する。

イ) 維持管理用機材

DWSU 及び各州水公社等が管理する水道維持管理機材（ボアホールカメラ、ソーラーポンプユニット、非常用発電機、水中ポンプ、漏水ストッパー、バルブ、塩素注入器、井戸維持管理機材、溶接機材等）について、保有数量、調達時期、仕様、稼働状況、維持管理体制・状況、劣化状況、法的耐用年数を調査する。

(6) 運営・維持管理状況調査

ア) 関係機関の責任分担

地下水開発及び井戸維持管理並びに水道事業に係る関係機関と各機関の責任分担を調査する。水道事業については、道路下の管路施設に機材を設置する場合の道路管理者と水道管理者の責任分担、給水装置の維持管理区分についても確認する。

イ) 実施機関の能力

実施機関の組織・運営体制、財務状況（直近5年間程度の損益計算書、貸借対照表等）、予算配賦・執行状況、業務分掌、人員配置、組織規程、スタッフの技術水準等を確認する。この際、「途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック」（2010年6月）を活用する。本検討には、配水量管理、漏水探知等を含めた無収水管理の取り組み状況、課題の整理を含める。

ウ) 既存施設の状況

既存施設の能力及び建設・敷設状況等を確認する。管路施設を含めた地下構造物について、施設台帳との整合性を十分に確認することとし、特に、プロジェクトで予定している機材設置位置周辺の確認は必須とする。

エ) 課題の整理

運営・維持管理上の課題（技術面、財務面）がある場合にはこれを整理し、必要な初期操作指導、運用指導、ソフトコンポーネントについて検討する。

(7) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

ア) スーダン政府から要望が出ている機材の現地調達の可能性を調査する。また、スーダン政府に

- おける、それら機材の発注実績の有無を確認する。(第一次現地調査中に完了する。)
- イ) 現地における資機材の消耗品・スペアパーツ等の調達事情について調査する。
 - ウ) 現地調達に係る関連法制度、本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き等について調査する。
 - エ) 免税については、現地調達と輸入の場合のそれぞれで必要な手続きを調査する。
 - オ) プロジェクトに関連するローカルコントラクターの能力を調査する。また、機材を据付する際に道路掘削・埋戻し等の土木工事が発生する可能性がある点に留意する。

(8) 相手国負担事項の確認

- ア) 我が国無償資金協力制度を踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。
- イ) 相手国側負担事項(資機材保管用地の確保、機材設置に係る各種許可手続き、機材運転・維持管理費用の確保、公租公課の免税手続き、通関手続き、日本人のスーダン国内移動許可取得手続き等)のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ウ) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(9) 税金情報の収集・整理

- ア) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、各税目について、当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、受注企業が免税(または事後還付)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。
- イ) 対象となる税目は以下のとおり。
 - ① 法人の利益・所得に課される税金(法人税等)
 - ② 個人の所得に課される税金(個人所得税等)
 - ③ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - ④ 付加価値税(VAT等)
 - ⑤ その他当該事業実施において関係する主要税目
- ウ) 免税情報は、現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA スーダン事務所と協議し、同事務所が有する情報の確認と情報の更新について合意する。調査結果は、所定の様式(免税情報シート)にまとめて調査報告書に添付するとともに、JICA スーダン事務所へ報告する。

(10) 効果指標

上記5.(6)に留意し、プロジェクト効果を適切に、かつ確実に把握するための指標とその基準値、

及び、現実的なモニタリング手法を慎重に検討し、提案する。

(1 1) 過去の類似案件及び他開発パートナーの協力動向調査

他の開発パートナー等による過去および実施中の類似案件の内容及び教訓を調査した上で、それら知見を最大限活用する。

(1 2) 現地調査内容の整理

現地調査内容について整理し、JICA に確実に事前共有した上で、テクニカルノートとして調査事実についてスーダン政府関係者と確認する。その際、上記(4)の「調査対象州・機関のニーズ及び水道事業計画の確認、スクリーニング」については調査を完了し、必ず含める。

【第一次国内解析】

(1 3) 現地調査結果概要の作成・説明

帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

(1 4) 対象機関、機材の絞込み結果のとりまとめ

第一次国内解析中に調査団と JICA は協議を行い、機材、対象組織の絞込み結果について日本側で合意した内容を和文及び英文にて取りまとめる。

【第二次現地調査】

(1 5) 対象機関、機材の絞込み結果の説明

第一次国内解析時に取りまとめた、本事業の対象機関・機材に関する日本側の確認結果をスーダン政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。

(1 6) 追加調査の実施

上記(1 5)の対象機関、機材に関し、必要な追加調査を行う。併せて、第一次現地調査後に更に確認が必要になった事項があれば、調査を行う。

(1 7) 現地調査内容の整理

現地調査内容について整理し、JICA に確実に事前共有した上で、テクニカルノートとして調査事実についてスーダン政府関係者と確認する。

【第二次国内解析】

(1 8) プロジェクト内容の計画策定

帰国後 10 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえて、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。検討内容は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月）の記載内容を満たすものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試

行版)」(2009年3月)を参照して設計総括表を作成し、JICAに対してその内容を説明し、確認を取ることとする。

計画策定には、最低限以下の項目を含めるものとする。

ア) 既存機材の評価(法的耐用年数、設置年、使用年数、運用状況、劣化状況等)

イ) 実施機関による各種計画(施設・機材更新計画、同運用計画等)

ウ) 基本計画(機材等の仕様・数量)

現地調査結果を踏まえ、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。基本計画は、各種技術基準、既存施設・機材の状況、各種計画、設置位置周辺の状況(アクセス、既存インフラ)等の諸条件及びそれらにかかる対応(設計)方針を整理の上、作成する。

エ) 調達計画

a) 調達方針

b) 調達上の留意事項

c) 調達・据付区分(先方負担工事との区分)

d) 調達監理計画

e) 品質管理計画

f) 資機材等調達計画(搬入経路、現場での資材管理方法等を含む)

オ) 据付方法(据付に伴う道路掘削・埋戻し等の付帯工事を含む)

カ) 実施工程(資機材調達・据付に要する期間等を考慮)

キ) 初期操作指導計画、運用指導計画

ク) ソフトコンポーネント計画(必要な場合)

(19) 運転・維持管理計画

実施機関の組織、財務、人員、技術的能力等について、実施中の技術協力プロジェクト「州水公社・運営維持管理能力強化プロジェクト」の成果を活用して過去、現状及び将来の動向を分析した上で、プロジェクトで調達する機材が適切に運転・維持管理されるとともに、その活用状況及び定量的効果指標が適切にモニタリングされるための計画を作成する。その上で、必要な場合には支援策を検討し、ソフトコンポーネント計画としてとりまとめる。ソフトコンポーネント計画は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」(最新版をJICAウェブサイトを確認)に準拠することとする。

(20) プロジェクトの概略事業費

本プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な積算としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

ア) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、上記マニュアルの機材編（2017年7月）を参照する。

イ) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減を十分に検討し、その検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）に記載する様式にとりまとめる。

ウ) 事業費等のドナー比較

概略事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。記載にあたっては、上記イのガイドライン内のサンプルを参考にする。

- a) 実施時期
- b) 事業費（総事業費及び内訳）
- c) 概略の仕様
- d) 入札方法
- e) 契約条件（支払い条件（履行保障の有無等）等）
- f) 調達・施工監理方法（品質管理、工程管理等）

エ) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICAがその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

- a) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率、外貨建て比率等）
- b) 事業実施段階における設計内容変更にかかるリスク
- c) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- d) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e) 治安状況にかかるリスク

(2 1) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(2 2) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法についても検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(2 3) 事業の評価

本事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、定量的効果と定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標値を設定するとともに、そのモニタリング方法も検討する。

(24) 気候変動の適応策としての効果の確認

プロジェクトを通じて、給水施設の水質改善や漏水対策のための機材を提供することは、気候変動の影響下においても生活用水を安定的に供給することにつながり、気候変動の適応策に資する可能性がある。このため、JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT) を参考にして、プロジェクトによる適応策に係る効果を確認する。

(25) 持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献度

本事業が、SDGs (特にターゲット 6.1 及び 6.4) にどのように貢献できるのかをできる限り定量的に検討する。

(26) 準備調査報告書 (案) の作成

上記調査結果を準備調査報告書 (案) として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

【第三次現地調査：準備調査報告書 (案) 説明調査】

(27) 準備調査報告書 (案) の説明・協議

上記準備調査報告書 (案) をスーダン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する (概略事業費を含む)。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、事業実施における先方負担事項、維持管理体制等、事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

【国内整理】

(28) 成果品等の作成

スーダン政府側に対する準備調査報告書 (案) の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料等を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料等は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (11) を最終成果品とする。

	成果品名	提出時期等	部数
(1)	業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 1 部
(2)	インセプション・レポート	現地派遣 7 日前	英文 1 部
(3)	現地調査結果概要 (署名済みテクニカルノート写しを含む)	帰国後 10 日以内	和文 1 部
(4)	準備調査報告書 (案)	報告書案説明調査 2 週間前	和文 1 部、英文 1 部
(5)	概要資料	2019 年 1 月上旬	和文 1 部

(6)	概略事業費（無償）積算内訳書	報告書案説明調査後 1 ヶ月以内	和文 2 部
(7)	機材仕様書	報告書案説明調査後 1 ヶ月以内	和文 2 部、英文 2 部
(8)	準備調査報告書	最終成果品提出期限	和文（製本版） 9 部及び CD-R 2 枚 英文（製本版） 21 部及び CD-R 3 枚 和文（簡易製本版：先行公表用） 3 部及び CD-R 1 枚
(9)	デジタル画像集	最終成果品提出期限	CD-R 1 枚 （デジタル画像 50 枚程度。機材設置周辺の画像のみならず、水利用状況が分かる画像も含めること）
(10)	事業進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	最終成果品提出期限	準備調査報告書に含めること
(11)	免税情報シート	最終成果品提出期限	和文 1 部、英文 1 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 「概略事業費（無償）積算内訳書」については、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び同マニュアル機材編（2017 年 7 月）を、その他の成果品については、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月）に準拠することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公表用簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 免税情報シートの様式は、最新版を地球環境部から入手する。

8. その他提出物

(1) 議事録等

現地調査時に、スーダン政府関係者との間で重要な協議や事実確認等を行う場合には、事前に内容を JICA に共有するとともに、協議結果を JICA に速やかに報告する。

JICA が開催する各種会議について、議題、出席者、協議内容等を会議記録としてとりまとめて JICA に提出する。

(2) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2018年3月中旬より国内事前準備を開始し、3月下旬から5月中旬にかけて第一回現地調査を行い、本事業で協力対象とする機関・機材のスクリーニングのための事実確認を行う。第一次国内解析にて日本側にて対象機関、機材を決定し、2018年6月下旬から8月初旬まで第二次現地調査を行う。帰国後に第二次国内解析を実施し、JICAによる積算審査を経て、12月中旬に準備調査報告書（案）説明調査を行う。2018年4月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、工程管理に当たっては、JICAによる積算審査には通常2ヵ月程度要することに留意する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。なお、業務従事者の格付について、業務指示書に記載された目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 業務量の目途：

全体： 約 24.7M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／水道計画1／組織・財務1（2号）
- 2) 水道計画2／組織・財務2（3号）
- 3) 地下水開発1（3号）
- 4) 地下水開発2
- 5) 水質管理1
- 6) 水質管理2
- 7) 調達計画／積算

3. 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2015年9月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027549.html>

・スーダン国水供給人材育成プロジェクト・フェーズ2 プロジェクト業務完了報告書（2015年10月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023495.html>

・スーダン共和国水供給人材育成計画プロジェクト・フェーズ2 終了時評価調査報告書（2010年12月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021934.html>

・スーダン共和国コステイ市給水施設改善計画準備調査報告書（2015年2月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024310.html>

・スーダン国カッサラ市給水施設改善計画準備調査報告書（2011年6月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257647.html>

・スーダン国カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 第2巻 (2015年4月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020296.html>

・スーダン国統合水資源管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (2016年3月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027898.html>

4. 再委託

再委託を行うことが適当と考えられる調査については、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

5. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 第一次現地調査

- 1) 団員構成：総括及び計画管理
- 2) 調査期間：2018年4月上旬頃の約7日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査

- 1) 団員構成：総括及び計画管理
- 2) 調査期間：2018年6月下旬頃の約7日間
- 3) 目的：本事業対象組織、機材について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

(3) 準備調査報告書(案)説明

- 1) 団員構成：総括及び計画管理
- 2) 調査期間：2018年12月中旬頃の約7日間
- 3) 目的：準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定してい

る。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の JICA 団員への同行

JICA 団員の現地調査中、原則として業務主任は同調査に同行することとするが、その他の団員は、業務の効率を考慮して別行動とすることを妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA スーダン事務所の最新の安全対策マニュアルを地球環境部より入手し、内容を団内で周知徹底する。調査中も JICA スーダン事務所、在スーダン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

スーダンでは外国人の国内移動に際し移動許可を当局から得る必要がある。許可申請にはパスポートコピーとスーダン査証のコピーが必要となり、許可が出るまでに最低限 2 週間が必要となる。調査計画時に十分留意すること。なお、移動許可申請は JICA スーダン事務所が行うが、調査団は事前に所定の様式に記入のうえ、同事務所に提出すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 11 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

